

こみゅーと

「コミュニティユニオン東京」ニュース NO-014号 2010/11/1

170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5F
TEL 03-3946-9277 FAX 03-3943-0936 E-mail staff @cutokyo.jp

労働相談の解決

支部結成がすすむなか、各地域で賃金未払い、解雇などの労働相談件数が多くなってきています。

江東では運送業、出版、金融などの職場で労働者への嫌がらせや解雇問題が発生。それぞれCUこうとうが、組合員と一緒に団体交渉や申し入れをおこなっています。

品川では、ある事業所がパート8人に対して突然、退職を言い渡しました。納得できないと女性が



品川支部へ相談してきています。支部はさっそく事業所との交渉を開始しています。

既報のように、CU江戸川支部が対応していた、Uさんの解雇事案。雇用の継続にはならなかったが、本人の概ね納得する解決金で合意され、解決金の受領が先ごろ行なわれました。

Uさんは事業所の不当な扱いに以前から問題意識をもつていて、CU江戸川支部に加入していました。そして突然、解雇通告を言い渡されました。一人ではなかなか会社との交渉は難しいことでしたが、宮澤さん、八木橋さんをはじめとする支部の心強い支援もあって、解決合意へと漕ぎ付けることができました。

この他、北、港でも複数の相談をうけています。

労働時間の厳守

◆◆◆ ドイツの労働者について ◆◆◆

ドイツを旅行中に聞いた話。私たちツアーを乗せて走るバス運転手の労働時間についても、厳格に1日の労働時間が決められています。添乗員さんの説明によると、バス走行途中での休憩時間も確保しなければいけないとのこと。事業所においてもタコメーターによる労働時間管理は義務付けられています。

例えば、走行中事故を起こした場合、警察官は運転手に対して、労働時間の超過はないかをも調べるそうである。超過が判明すれば事業所は業務違反として厳しく追及されるとの事でした。

日本では財界・政府によって労働法制の改悪を強行しました。不況を理由に大企業は、正規労働者を削減、非正規労働者で労働力を補っています。そのうえで労働者を低賃金で働かせ、残業代の未払いも常態化させている状況です。ドイツも第二次世界大戦で日本と同じ敗戦国です。なのに、こうした労働者の権利を厳格にしていく国の在り方に感心しました。【S】

学習会・集会などの日程

1) 東京地評 第4回「労働者の権利」討論集会

日時 2010年11月23日(火・祝) 13~17時30分

会場 東京労働会館(7Fのラバースホール及び会議室)

講演 牛久保 秀樹弁護士(新宿総合法律事務所)

演題「職場環境と働き方ディーセントワークから見た日本の現状と課題」

講演終了後、「労働紛争解決の手段とその活用の仕方」をはじめ四つの分科会が開かれます。

参加のお問い合わせは

東京地評 03(5395)3171 FAX 03(5395)3240

2) 地域ユニオン活動交流会の開催

日時 2010年12月11日(土) 13時~

対象 都内の地域組織

会場 東京労働会館3階会議室

内容 学習テーマ「地域ユニオンの役割と機能、地域労働者の労働条件改善の展望」

講師・浅見和彦専修大学教授

講演の後、拡大・結成の意思統一、活動交流があります。

3) CU東京執行委員会の日程

11月19日(金) 会議開始 午後2時~(時間を変更)

12月16日(木) 会議開始 午後4時(終了後忘年会)